

衆議院法務委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 5 月 27 日（水）、第 14 回の委員会が開かれました。

- 1 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出第 61 号）
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外 3 名提出、衆法第 9 号）
・平口法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局並びに提出者西村智奈美君（中道）に対し質疑を行いました。
（質疑者）稲田朋美君（自民）、西村智奈美君（中道）、藤原崇君（自民）、金村龍那君（維新）、小竹凱君（国民）、和田政宗君（参政）、國重徹君（中道）

（質疑者及び主な質疑事項）

稲田朋美君（自民）

- (1) 本法律案の立法事実
- (2) 本法律案の効果及びその成立後の運用についての法務大臣の見解
- (3) 福井女子中学生殺人事件に関する名古屋高等検察庁による検証の進捗状況
- (4) 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止
 - ア 上記（4）を刑事訴訟法の本則に規定した意義
 - イ 例外的に不服申立てをすることができる要件である「十分な根拠」の具体的な意味
 - ウ 上記イの具体的な程度並びに即時抗告及び特別抗告について要件に相違がないことの確認
 - エ 再審請求審において公益の代表者たる検察官が無罪の証拠を開示しないまま不服申立てをすることの適法性
 - オ 福井女子中学生殺人事件における第 1 次再審開始決定に対する検察官の不服申立ての「十分な根拠」の有無
- (5) 裁判所による証拠提出命令
 - ア 通常審も含め起訴後に無罪を推定させる証拠が見つかった場合における検察官の当該証拠の顕出義務の有無
 - イ 証拠提出命令に対する検察官の即時抗告の是非
 - ウ 福井女子中学生殺人事件におけるいわゆる「捜査報告書」の提出命令該当性
 - エ 公益を代表する検察官の職責として再審請求理由との関連性に関わらず広く証拠を開示する必要性
- (6) 証拠の目的外使用の禁止
 - ア いわゆる袴田事件のように開示された証拠を公表し支援者が実験することが目的外使用の禁止に該当する可能性
 - イ 上記アの実験の様子等を公表することが証拠の目的外使用の禁止に該当しないことの確認
- (7) 再審開始の決定に対する不服申立て等に係る審理期間の努力義務を負う主体
- (8) 再審請求手続に関する費用補償に関する経過措置
 - ア 本法律案の施行前に無罪判決が確定した事件の費用補償の適用の有無
 - イ 立法事実を踏まえて袴田事件及び福井女子中学生殺人事件については費用補償を遡及適用する必要性
- (9) 現在係属中の事件については不服申立ての原則禁止規定が適用されることの確認
- (10) 現在係属中の再審請求事件における証拠提出命令及び証拠の目的外使用の禁止規定の適用時期
- (11) 日本の刑事司法の信頼回復に向けた法務大臣の決意

西村智奈美君（中道）

- (1) 閣法における立法事実として法務大臣が考える反省点の内容
- (2) 再審請求審における証拠開示
 - ア 裁判所の裁量による証拠開示制度の必要性についての法務大臣の見解
 - イ 閣法における検察官保管証拠の提出命令
 - a 現行の運用と閣法との証拠開示の範囲の相違
 - b 法制審議会答申における附帯事項が証拠開示の範囲が狭まる懸念を示していることについての法務大臣の見解
 - c 現行よりも証拠開示の範囲が狭まるとの懸念を踏まえ証拠開示の範囲の在り方について見直す必要性
 - d 附則第4条の「証拠の範囲が不当に狭くならないように留意されなければならない」との義務が課される主体
 - e 上記dの規定の「不当」の意味
 - f 上記イの要件の規定を「相当と認めるとき」ではなく「相当でないときを除き」に改める必要性
 - ウ 再審請求者側への証拠の一覧表の開示を義務付ける必要性
- (3) 袴田事件の再審請求審で開示された証拠
 - ア 5点の衣類のカラー写真のネガフィルム及び取調べの録音テープが開示された時期
 - イ ネガフィルム及び録音テープの開示に至るまで長期間を要した理由

藤原崇君（自民）

- (1) 証拠提出命令の対象範囲や再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止に関して課題が指摘されている閣法についての法務大臣の評価
- (2) 再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止
 - ア 例外的に不服申立てができる規定（閣法第450条の2）は検察官の行為規範であることの確認
 - イ 当初の検討案における「十分な理由」を「十分な根拠」と改めた理由
 - ウ いわゆる百日裁判事件の第一審の審理期間が終局まで百日以内であった割合及び全体の平均審理期間
 - エ 再審請求審における抗告審等の平均審理期間
 - オ 検察官の即時抗告を棄却する決定に対し特別抗告を行わない場合であってもその理由を公表する必要性
- (3) 閣法における証拠提出命令制度
 - ア 開示証拠の適正管理及び目的外使用の禁止に関する規定を設けた趣旨
 - イ 弁護人が証拠を公表した場合の処罰の有無
 - ウ 証拠の目的外使用の禁止規定の運用に当たっては再審請求者の防御権を最大限尊重する必要性
 - エ 証拠提出命令の要件である「相当と認めるとき」を判断する主体
 - オ 証拠提出命令が適切に運用されるための最高裁判所当局及び法務省の今後の取組
- (4) 検察官運営全般に関する参与会議
 - ア 同会議の開催頻度を見直すとともに議事録を全文公開する必要性
 - イ 参与に対して行う監察結果等の報告頻度
- (5) 検察に対する大きな不信感についての法務省の受止め及び今後の対応

金村龍那君（維新）

- (1) 閣法における証拠提出命令制度
 - ア 本制度を設けることとした趣旨及び目的

- イ 平成 16 年改正において通常審の証拠開示制度が導入された経緯及び制度の概要
- ウ 通常審における証拠開示制度の運用状況
- エ 通常審における証拠開示制度と比べて再審請求審において再審請求理由との関連性を必要とする理由
- オ 再審請求者や弁護人に直接開示するのではなく裁判所に証拠を提出させることとしている理由
- カ 本制度での再審請求者や弁護人の提出証拠の閲覧の可否
- (2) 閣法において証拠の複製等について適正管理義務及び目的外使用の禁止を規定した趣旨及びその概要並びに通常審における目的外使用禁止規定の適用事例の有無
- (3) いわゆる不利益再審
 - ア 閣法における上記(3)の可否
 - イ 諸外国における上記(3)の採否
- (4) 再審請求審における審理の迅速化に対する閣法の効果についての法務大臣の見解
- (5) えん罪撲滅に向けた法務省の今後の取組

小竹凱君（国民）

- (1) 5月26日の本会議における「再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面的に禁止することは、三審制の下で確定した有罪判決について、1回限りの判断で常にやり直すこととなり、裁判の紛争解決機能が損なわれる」との法務大臣の答弁
 - ア 再審公判も三審制であることから1回限りの判断ではないとの指摘についての法務大臣の見解
 - イ 過去の再審事件において再審公判の第一審判決に対し検察官が控訴してこなかったことを前提とした答弁であるとの指摘に対する法務省の見解
 - ウ 上記(1)の答弁の妥当性
 - エ 再審公判で再審開始決定の正否を争うことで生じる問題点
- (2) 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを全面禁止することで生じる問題点
- (3) 法務省訟務局が2月24日付けで各法務局に発出した「検察国賠訴訟における基本的な方針」
 - ア 上記(3)の文書をこのタイミングで発出した趣旨及び同文書による閲覧制限や非公開手続を推奨する運用が検察官の違法・不当な取調べ等を隠蔽する懸念
 - イ 上記(3)の文書の法務委員会への提出の可否
- (4) 証拠の目的外使用禁止規定
 - ア 罰則の適用がなくても違法となる場合があることの確認
 - イ 上記アの場合に弁護士会への懲戒請求の根拠となる可能性
 - ウ 弁護活動の萎縮を防ぐ観点から一般的に禁止するのではなく再審請求者の防御権行使等の目的外使用禁止に該当しない行為を条文へ例示列挙する必要性についての法務大臣の見解
 - エ 再審査請求者による証拠の目的外使用禁止の違反該当性
 - a 鑑定のために専門家に開示証拠を提示する行為や鑑定受任前の打診段階において提示する行為
 - b 目撃証言の検証のために地域住民等に開示された写真等を提示する行為
 - c 鑑定のために国外の専門家に開示証拠を提供する行為
 - d 弁護活動の事務処理のために家族や支援団体事務員等の事務補助者に証拠を交付する行為
 - オ 目的外使用に当たる行為の判断主体及び弁護人等の予測可能性を高める措置の必要性
 - カ 報道機関による報道等の場面における証拠の目的外使用禁止規定の対象該当性
 - a 弁護人が記者会見において開示された供述調書の一部を口頭で引用した行為
 - b 上記aの供述調書の全文を読み上げる行為
 - c 記者による開示証拠に基づく取材内容を記事化する行為
 - d 弁護人が報道機関に開示証拠の内容を説明する行為
 - キ 再審手続終了後における行為に対する規定の効力

- ク 刑事法研究者が学術研究目的のために開示された証拠内容を引用する行為の該当性
- ケ 支援者等がブログやSNS等で開示された証拠内容の要約を発信する行為の該当性
- コ 再審請求の支援集会で開示された実況見分調書をスクリーンに投影する行為の該当性
- サ 弁護人が教授目的で匿名化等を施して開示された証拠を利用する行為の該当性
- シ 国会議員が国政調査や立法のために開示された証拠を利用する行為の該当性
- ス 目的外使用の禁止違反があった証拠の証拠能力

和田政宗君（参政）

- (1) 閣法の提案理由について5月26日の本会議で法務大臣が答弁した政府が反省・改善すべき点の具体的内容
- (2) 過去の再審無罪事件における検察官による証拠隠しや証拠ねつ造の指摘についての法務大臣の認識
- (3) 抜本的な改善策が望めない法制審議会に法務大臣が諮問した理由及び第三者機関による再審無罪事件の検証を実施しなかった理由
- (4) 閣法における証拠提出命令制度
 - ア えん罪被害者の救済に向けた証拠開示の重要性についての法務省の認識
 - イ 関連性、必要性及び相当性の要件を設けた趣旨並びに当該要件が証拠開示に及ぼす影響
 - ウ 上記イの要件により証拠開示の範囲が狭くなるとの懸念についての法務省の見解
 - エ 裁判所に全ての証拠を提出させた上で弁護人等に関覧・謄写を制限する制度を導入することにより検察官による証拠隠しの疑いを払拭できるとの意見についての法務省の見解
 - オ 再審請求理由との関連性の要件により過去の事件と同程度の開示がされることの確認
 - カ 本制度により従来への運用による証拠開示の範囲が後退しないことの確認
 - キ 裁判所からの提出命令に対して再審請求理由との関連性が欠如するとして検察官が当該証拠の提出を拒否しないことの確認
- (5) 再審請求審において通常審と同様の検察官保管証拠の一覧表交付制度を創設しない理由

國重徹君（中道）

- (1) 再審における証拠開示
 - ア 袴田事件、日野町事件及び福井女子中学生殺人事件において捜査機関の保管証拠の開示が再審開始決定又は再審無罪判決に果たした役割についての法務大臣の認識
 - イ 平成16年改正により導入された通常審での証拠開示制度についての法務省の評価
- (2) 再審請求手続に証拠の一覧表交付制度を設ける必要性
 - ア 平成28年改正により検察官が保管する証拠の一覧表交付制度（刑事訴訟法第316条の14）が導入された趣旨
 - イ 裁判所への標目の一覧表（刑事訴訟法第316条の27第2項）の提示
 - a 上記イの標目の一覧表の実務における利用状況
 - b 上記イの標目の一覧表が現在ほとんど利用されていない理由
 - ウ 裁判所が指定した範囲の証拠の標目の一覧表の提示（閣法第445条の3第2項）
 - a 同条の新設に当たって上記イの規定を参考にしたことの確認
 - b 上記aで弁護人に対する証拠の一覧表の直接交付（第316条の14）ではなく裁判所に対する標目の一覧表の提示（第316条の27）を参考にした理由
 - c 裁判所への標目の一覧表の提示とすることと職権主義的構造との整合性の有無
 - d 再審制度に当事者主義的な入口と職権主義的な審理構造という二重構造があることについての法務省の見解
 - エ 衆法において開示対象に送致書類等目録を含めることとした趣旨

- オ 閣法において送致書類等目録の開示又は弁護人への証拠の一覧表の交付に類する規定を設けなかった理由
 - カ 閣法において証拠の一覧表の交付に類する制度を設けない理由としての名誉・プライバシーの保護又は捜査上の支障の観点の有無
 - キ 通常審における証拠の一覧表の交付により被害者のプライバシーが侵害された事例の有無
 - ク 証拠そのものではない証拠の一覧表の開示により名誉・プライバシーの侵害が生じる可能性の有無
 - ケ 名誉・プライバシーの保護や捜査上の支障を理由として証拠の一覧表の交付制度を設けないとすることの適否
 - コ 名誉・プライバシーの保護や捜査上の支障はより制限的ではない方法もとり得ることから証拠の一覧表の交付制度を導入しない理由とならないとの指摘についての法務省の見解
 - サ 過去の再審事件の反省を踏まえ証拠の一覧表の交付制度を設ける必要性についての法務大臣の見解
 - シ 証拠の一覧表なしに請求に係る証拠を識別できる程度に特定することの可否
 - ス 「犯人性の判断の根拠となった捜査報告書全部」との特定で請求することの可否
 - セ 実効的な証拠開示にするために証拠の一覧表を交付する必要性
- (3) 証拠提出命令の要件である「関連性」
- ア 袴田事件における5点の衣類のカラー写真及びそのネガフィルム並びに日野町事件のネガフィルムの開示が再審請求の理由との関連性にとらわれない裁判所の裁量により行われてきたことの確認
 - イ 閣法において再審請求の理由との関連性を証拠提出命令の要件とした趣旨
 - ウ 福井女子中学生殺人事件で検察が隠していたいわゆる「捜査報告書」が閣法における関連性の要件を満たすか否かについての法務大臣の見解
 - エ 検察官が関連性がないと判断して標目の一覧表から除外した場合における証拠の欠落を裁判所又は弁護人がチェックする手段の有無